

令和2年10月6日改正

## 神戸市看護大学共同研究費助成に関する注意事項

### 1. 共同研究費助成に関すること

#### 1) 共同研究費助成を申請する条件

重点・一般：本学の複数の教員が入っていること。

臨床：本学教員と臨床の看護職者（実習施設の職員）が入っていること。

本学看護系教員が入っていること。

成果発表：前年度あるいは前々年度に採択された共同研究費（3-4の「成果発表」を除く）に関するものであること。

研究メンバーの転出・退職等があった場合、必要最小限度のメンバー変更は認める。

代表研究者が転出・退職等の場合は、代表研究者の交替も認める。

#### 2) 研究テーマ、研究者、研究方法の追加・変更および研究経費の変更について

申請書の審査を通過した後の研究テーマ、研究代表者、共同研究者、研究方法の追加・変更は、原則として認めない。それが必要な場合は、必ず研究・紀要委員会に申し出ること。

また、計画自体に変更がない場合でも、共同研究費の各費目の枠内において、当初予算額のおおむね50%を超えるような変更がなされる場合および計画外の費用が追加される場合には、それが予測された時点で、すみやかに理由書（書式任意）と修正した「研究経費明細」を、研究・紀要委員会に提出する。研究費の執行は、変更内容が委員会で承認された後に可能となる。

#### 3) 研究費として申請可能なもの

共同研究費における申請は、神戸市看護大学 研究費執行マニュアルに準じて申請が可能である

#### 4) 研究成果の発表について

「神戸市看護大学共同研究助成募集要領」の項目3.の1), 2), 3)の研究の助成を受けた者はその成果につき当該年度1月末迄に「研究実績報告書（様式4）」を提出する。研究実績報告書は同年度発行の本学紀要に掲載する。成果を論文（原著、研究報告、資料の別を問わない）として、既に本学紀要に投稿した場合、それを報告書に代えることができる。論文の要領は紀要投稿規定に従う。また、研究実績報告書を提出した後2年以内に、臨床共同研究については各病院で行われる看護研究発表会等で、重点研究と一般研究については学会等で成果を発表し、共同研究会等発表報告書（様式9）とそれを証明する抄

録等を研究・紀要委員会に提出する。重点研究については、研究実績報告書を提出した後、3年以内に査読のある学術雑誌への掲載を義務とする。この期限を過ぎる場合には委員長に申し出る。

## 2. 臨床共同研究の研究計画書作成の助成金に関すること

### 1) 助成金に関すること

予算枠 20 万円で応募件数により按分する。ただし、計画書作成のための支援であるため、一件あたりの支給上限は 3 万円とする。この助成金の用途は会議のための交通費と資料・文献の印刷、および図書購入に限定する。

### 2) 申請書の提出期限後に提出された研究課題についての取り扱い

臨床からの研究課題の締め切りの後、臨床からの研究課題については、その時点で教員に提示する。その研究課題については、研究計画書作成のための助成には応募できないが、臨床共同研究費の助成には応募できる。

## 3. 成果発表の助成金に関すること

### 1) 1 研究課題につき、1 回限りの助成とし、旅費・学会参加費の支出については、1 名分までとする。

発表者、臨床側メンバーを優先とし、1 研究課題・同一学会で 2 発表、かつ発表者 2 名 ともが臨床側メンバーの場合は、2 名分を助成する。

### 2) この助成種目に関する支出は当面、助成種目としての総額が 40 万円を超えない額とする。